

# 高知県教育委員会 会議録

平成26年2月臨時委員会

場所：教育委員室

## (1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成26年2月25日(火) 13:30

閉会 平成26年2月25日(火) 13:40

## (2) 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員	教育委員長	小島 一久
	委員	久松 朋水
	委員	竹島 晶代
	委員	中橋 紅美
	委員(教育長)	中澤 卓史
欠席委員		八田 章光

## (3) 高知県教育委員会会議規則第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	勝賀瀬 淳
〃	教育次長	中山 雅需
〃	参事兼小中学校課長	永野 隆史
〃	教育政策課長	岡村 昭一
〃	高等学校課長	藤中 雄輔
〃	教育政策課課長補佐	中平 貢正
〃	教育政策課教育企画担当f-7	溝渕 松男(会議録作成)
〃	教育政策課主任指導主事	近森 公夫(会議録作成)

## (4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

### 【冒頭】

委員長 2月臨時委員会を開催する。

教育長 (提案説明)

【付議第1号 高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案(高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

委員長	前回の定例教育委員会で知事からの意見聴取に対して議決した案件で、同じ内容であるが、議会からの意見聴取があったとのことである。
教育長	<p>7Pの第55条第4項に、“都道府県の議会は、第1項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該都道府県委員会の意見を聞かなければならない”とあり、同条第1項には、“都道府県は、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の教育委員会が管理し及び執行するものとする”とある。</p> <p>この第1項の規定に基づいて市町村に委任していた奨学金の事務が無くなるということで、第4項の規定により県議会が知事と同じように意見を求めてきたというものである。</p>
委員長	議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員賛成
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

(5) 議決事項

付議第1号            原案どおり議決